

令和7年度資源物拠点回収品目等の回収運搬業務 仕様書

受注者は、逗子市（以下「発注者」という。）が委託する資源物拠点回収品目等の回収運搬業務を本仕様書に記載された内容に基づき履行するものとする。

1 業務の名称

令和7年度資源物拠点回収品目等の回収運搬業務

2 業務の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する収集及び運搬の基準、その他関係法令の規定を準用するとともに、本仕様書に定める方法により回収ボックスに排出された各品目を回収し、逗子市環境クリーンセンター内（逗子市池子4-956、以下「環境クリーンセンター」）の発注者が指定する場所へ運搬し搬入する。

3 履行期間及び業務時間

(1) 履行期間

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間

(2) 業務時間

原則として午前8時30分から午後4時00分までの間

4 契約の形態

実施日1日当たりの単価契約とする。

5 回収対象品目及び回収目安量

(1) 資源物の拠点回収ボックス

- ① 廃蛍光管（丸管・直管あわせて2,081本）
 - ② 水銀式体温計（水銀式血圧計を含む）（28本）
 - ③ 廃食用油（1,725kg）
 - ④ あきびん（23,700kg）
 - ⑤ 乾電池（1,243kg）
 - ⑥ 小型充電式電池（160kg）
 - ⑦ CD・DVD類（3,280kg）
- ※ （ ）内は回収目安量（令和5年度実績量を記載。）

(2) 小型家電専用回収ボックス

① 小型家電（携帯電話等472個、その他特定対象品目2,072kg）

※ （ ）内は回収目安量（令和5年度実績量を記載。）

6 回収場所及び回収手順

回収頻度は、原則週1回とし、その他、発注者が指示する日とする。

また、実施日1日の回収で次に定める市内12ヶ所の資源物の拠点回収ボックス及び市内7ヶ所の小型家電専用回収ボックスから各品目を回収する。（別紙「市内回収ボックス位置図」、「各回収ボックス詳細写真」を参照）

資源物の拠点回収ボックス設置場所一覧

	施設名称等	所在地	駐車位置	備考
1	逗子市役所	逗子 5-2-16	施設駐車場	開館：8:00～17:15 土・日・祝日を除く ※小型家電回収有
2	ハイランド 自治会館	久木 8-8-90	施設駐車場	開館：9:00～16:00 土・日・祝日を除く
3	小坪小学校区 コミュニティセ ンター	小坪 5-21-17	施設駐車場	開館：9:00～17:00 火曜日休館 ※小型家電回収有
4	沼間小学校区 コミュニティセ ンター	沼間 3-16-32	施設前面道路	開館：9:00～17:00 火曜日休館 ※小型家電回収有
5	療育教育総合 センター	桜山 5-20-29	施設駐車場	終日
6	逗子アリーナ	池子 1-11-1	施設前面道路	開館：9:00～18:00 月曜日休館 ※小型家電回収有
7	沼間グリーンヒ ル内	沼間 5-765-302	前面道路	終日
8	子育て支援セン ター	桜山 1-5-42	施設駐車場	開館：9:00～17:00 第3月曜日の午後・第5土 曜日、祝日を除く
9	ヨークマート 東逗子店	沼間 1-5	施設駐車場	開設：9:00～21:00 営業開始前（午前9時 前）の回収が望ましい

10	南ヶ丘団地内	小坪 7-7	前面道路	終日
11	小坪大谷戸会館	新宿 4-15-26	施設駐車場	終日、施設駐車場へ駐車できない場合、収集は次週で可
12	久木会館	久木 2-1	施設前面道路	終日

- (1) 各拠点回収ボックスの全品目について、品目ごとに回収量を記録すること
- (2) 原則として各施設の開館時間内に回収を行うこと。
- (3) 契約期間中に拠点の変更、増減がある場合は発注者の指示に従うこと。
- (4) 年末年始の開館・開設日時は、施設等ごとに違うため、別途発注者と協議すること。

小型家電専用回収ボックス設置場所一覧 ※回収ボックスは施設内に設置

	施設名称等	所在地	駐車位置	備考
1	逗子市役所	逗子 5-2-16	施設駐車場	開館：8:30～17:15 土・日・祝日を除く 庁舎内1階警備員室前に置いてある小型家電（袋入）を回収
2	小坪小学校区 コミュニティセンター	小坪 5-21-17	施設駐車場	開館：9:00～17:00 火曜日休館
3	沼間小学校区 コミュニティセンター	沼間 3-16-32	施設前面道路	開館：9:00～17:00 火曜日休館
4	逗子アリーナ	池子 1-11-1	施設前面道路	開館：9:00～21:00 月曜日休館（月曜日が休日の場合は開館） 拠点回収ボックスと設置位置が離れているため注意

5	市民交流センター	逗子 4-2-11	施設駐車場	開館：9:00～21:00 第1・第3火曜日休館 (休日の場合は直後の 平日が休館)
6	逗子市商工会館	沼間 1-5-1	—	開館：8:30～17:15 土・日・祝日を除く ヨークマート収集時に 同時回収
7	高齢者センター	池子 4-1012	施設駐車場	開館：9:00～17:00 日曜日・祝日を除く

- (1) 各施設、回収量を記録すること。
- (2) 小型家電専用回収ボックスは施錠されているため、発注者から鍵を借り受けること。
- (3) 原則として各施設の開館時間内に回収を行うこと。
- (4) 契約期間中に施設等の変更、増減がある場合は発注者の指示に従うこと。

7 搬入

本業務で回収した各品目は、品目及び回収場所ごとに計量・記録（記録様式については別途指示）のうえ、回収日当日に、環境クリーンセンターの搬入受付時間内に発注者から指定された場所へ搬入し、分別して集積すること。

(1) 計量方法及び搬入方法

計量方法及び搬入方法は、下表のとおりとする。ただし、発注者が交通事情等やむを得ないと認める特別な事情により時間内に搬入できない状況が発生した場合、又は発生することがあらかじめ明らかになった場合は、速やかに環境クリーンセンターに連絡し、指示を受けること。

計量方法及び搬入方法

対象品目	計量方法	搬入方法
廃蛍光管	丸管・直管ごとに本数を記録 ※回収場所ごとに記録	計量後、環境クリーンセンター（逗子市池子4-956）内、拠点回収対象品目保管施設に搬入し、品目ごとに分けて降ろす。
水銀式体温計 （水銀式血圧計を含む）	体温計・血圧計ごとに本数または個数を記録 ※回収場所ごとに記録	
廃食用油	回収量をkgで記録 ※回収場所ごとに記録	
CD・DVD類	回収量をkgで記録 ※回収場所ごとに記録	
あきびん	回収量をkgで記録 ※回収場所ごとに記録	計量後、環境クリーンセンター（逗子市池子4-956）内、あきびんのストックヤード内に降ろす。
乾電池	回収量をkgで記録 ※回収場所ごとに記録	計量後、環境クリーンセンター（逗子市池子4-956）内の発注者の指示する場所に降ろす。
小型充電式電池	回収量をkgで記録 ※回収場所ごとに記録	計量後、環境クリーンセンター（逗子市池子4-956）内の発注者の指示する場所に降ろす。
小型家電	携帯電話等の特定対象品目（別添、CUZの特定対象品目を参照）は個数で記録、その他は回収量をkgで記録 ※回収場所ごとに記録	計量後、環境クリーンセンター（逗子市池子4-956）内、小型家電のストックヤード内に降ろす。
その他	発注者の指示する場所	発注者の指示する方法

※ 計量作業については、環境クリーンセンター内で発注者が指定する場所で行うことができる。

※ 各施設とも、通常の搬入受付時間は月曜日から金曜日（年末年始を除く）の

8:45～11:45、13:00～16:00であるため、時間厳守とする。

- (2) 各品目を搬入する際には、搬入場所の施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 搬入作業時には、運転手を除く作業員は必ず下車し、周辺の安全確認を行った後、車両誘導及び作業の補助を行うこと。
- (4) 環境クリーンセンター内における品目の計量及び品目の積み降し等については、環境クリーンセンター内各施設の職員の指示に従うこと。

8 回収運搬車両等

- (1) 回収運搬車両等は、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」及び排ガス規制等に適合する低公害車両とし、受注者の自己所有又は使用権原を有する車両であること。本業務に使用する車両については、「回収運搬車両届」により契約締結後、速やかに発注者に届け出ること。
- (2) 受注者は、回収運搬車両として本業務を遂行するに足りる回収専用車両を（軽車両は含まない。）を保有すること。なお、必要に応じて軽自動車等を別途使用し、回収を行うことも可とする。
- (3) 業務に従事する回収運搬車両は、逗子市の業務受託車両である旨、受注者名及びその他発注者が指示する事項を車体に表示しなければならない。表示内容、表示場所等の詳細は、別紙「逗子市回収運搬業務受託車両表示等指示書」のとおりとする。また、回収運搬等に使用する車両は、原則として全車統一性のある色・デザインとする。

なお、本業務従事外において受注者保有車両を運行する際は、当該車両が逗子市の業務受託車両と誤認されないよう運行しなければならない。

- (4) 回収運搬車両等は、積載した品目が飛散又は流出し、悪臭等が漏れるおそれのない構造及び状態でなければならない。
- (5) 受注者は、関係法令を遵守し、使用する回収運搬車両等の整備点検を適正に行い、常に回収運搬業務に支障のない状態にしておかなければならない。
- (6) 本業務に使用する全ての回収運搬車両について、受注者の負担により対物損害賠償（無制限）及び対人賠償（無制限）の任意保険に加入しなければならない。車両保険についての加入は任意とする。
- (7) 本業務に使用する車両については本業務以外においても、公共性の高い業務であれば使用可能とする。なお、本業務以外に使用する際は事前に発注者に届出を行い、発注者の承認を受けること。

9 人員

- (1) 受注者は、本業務を適正に履行するために必要な数の人員を配置しなければならない。なお、本業務は、回収運搬車両1台につき運転手1名と回収作業

員1名以上で従事しなければならない。

- (2) 受注者は、「回収運搬作業及び車両管理の責任者並びに回収運搬業務に従事する者の名簿及び配置計画書」を発注者に届け出なければならない。
- (3) 責任者は、正規雇用社員で、業務内容を十分に熟知し、本業務に責任を負う者であること。また、発注者の指示に従い、一般廃棄物回収運搬・処分業者講習（一般財団法人日本環境衛生センター主催）を受講すること。受講にかかる費用は、全て受注者の負担とする。
- (4) 運転手は、正規雇用社員で、業務内容を十分に熟知し、適正に業務を遂行できる者であること。また、回収運搬車両の構造を十分に把握し、安全な運転・操作ができる者であること。
- (5) 回収作業員は、業務内容を把握し、適正な業務の遂行能力を有する者であること。
- (6) 各回収運搬車両には、相当の一般廃棄物回収運搬業務経験を有する者を1名以上配置すること。
- (7) 本業務従事者は、受注者が用意する統一した作業服のほか、ヘルメット又は帽子、安全靴、ゴム手袋等を正しく着用し、常に清潔に保つこと。その他必要に応じて、雨合羽、長靴又は反射材付安全チョッキ等を正しく着用すること。
- (8) 本業務従事者は、市の公共事業の受託業務であることを念頭において、住民に対して常に親切丁寧に応接し、信用を失墜する、あるいは不快の念を与える言動・行為があってはならない。

なお、市民等から回収運搬業務に関する苦情等を受けたときは、受注者が誠意をもって対応すること。また、対応内容を直ちに発注者に書面をもって報告すること。
- (9) 本業務従事者は、市民から金品等の謝礼を受け取ってはならない。また、回収した品目の抜き取り、持ち去り、譲渡又は転売等を行ってはならない。
- (10) 各回収運搬車両には、常にほうき、ちり取り等清掃用具を積載し、飛散した品目は必ず清掃することとし、品目集積場所等、本業務履行場所の整理整頓及び清潔保持に努めること。
- (11) 本業務従事者は、回収運搬車両保管場所以外で、車内において食事の摂食及び仮眠休憩等の行為を行わないこと。
- (12) 本業務従事者は、業務従事中において、回収運搬車両内で喫煙してはならない。また、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）及び逗子市路上喫煙等の防止に関する条例（平成28年逗子市条例第14号）により、公共施設等の敷地内及び道路等で喫煙してはならない。

1 0 回収作業及び施設

- (1) 回収運搬作業は、回収日の午前8時30分から開始し、発注者が別に定める回収業務の作業基準及び作業手順を参考に、安全、効率的かつ迅速に業務を遂行すること。なお、発注者から回収時間変更の指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (2) 市の排出ルールに違反した品目（市作成CUZを参照）については、発注者と協議のうえ、月に一度一斉に回収する日を定め、回収すること。なお、当該品目の搬入場所については品目毎に発注者の指示を仰ぐこと。
- (3) 回収対象品目の回収漏れ、取り残し及び回収後の後出し等により発注者から回収依頼の指示があった場合は、直ちに対応するものとし、当該日中に処理を行い、結果を速やかに発注者に報告すること。
- (4) 業務履行中も、発注者から連絡が常に取れる体制を作っておくこと。
- (5) 回収運搬車両保管場所（貸付車両分含む。）は、逗子市内又は隣接市区町（横浜市金沢区、横須賀市、鎌倉市、葉山町）内に設置し、運行前の点検、運行後の清掃等に支障のない広さを有することとし、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。
- (6) 発注者は、必要に応じて受注者が使用する器材等を検査し、不備と認めるものについては、改善の指示をすることができる。この場合において、受注者は、当該指示に従わなければならない。
- (7) 発注者は、本業務従事者が品目搬入時等に環境クリーンセンター内で使用する施設（トイレ等）を指定することができる。施設を使用する場合の回収運搬車両の駐車場所については、都度発注者が指示するものとする。

1 1 回収運搬車両の運行

- (1) 回収運搬車両の運行は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとする。
- (2) 運転に従事する回収作業員は、車両運行前に必ず運転免許証の確認、呼気アルコール検査を実施し、アルコールが検出されないことを確認してから乗車しなければならない。受注者は、検査結果について毎日記録を取り月毎にまとめて報告しなければならない。
- (3) 回収運搬作業中は、歩行者等の安全確保を最優先し、過積載及び他の車両の交通妨害にならないよう留意するとともに、道路上で品目の積替え及び分別をしないこと。
- (4) 回収運搬作業中に事故が発生した場合は、事故の大小にかかわらず直ちに発注者及び警察に通報するとともに、相手がある場合には誠意をもって対応し、受注者の責任において解決するものとする。事故発生後は、可及的速やかに

事故発生報告書を書面にて発注者に提出するものとする。

- (5) 車両点検整備又は故障等の理由により、代替車により本業務を行う場合は、事前に発注者に届出を行い、発注者の承認を受けること。
- (6) 車両運行時には、みだりに警笛（ホーン、クラクション）を鳴らさないこと。
また、不要な空ぶかしを防止する、こまめにアイドリングストップを励行する等、環境への負荷を軽減するよう努めること。
- (7) 業務の実施に際して、特に、坂道、通学路又は交通渋滞が発生する回収ボックス等での停車に際しては、安全確認を十分に行い、運転者はみだりに運転席から離れないようにすること。
なお、やむを得ず運転者が運転席を離れる場合、車止め等を使用する等、必ず回収車両が移動しないよう必要な措置を講ずること。
- (8) 車両をバックさせる際には、回収作業員1名が必ず下車し、目視により車両後方の安全を確認してから車両の誘導を行うこと。

1.2 受注者の責務

- (1) 受注者は、言動が粗暴な者、素行不良な者、心身が健康でない者、その他発注者が不相当と認める者を従事させてはならない。また、業務従事者の勤務態度又は業務履行状況が不良であると認められる場合、発注者は業務従事者の変更を受注者に指示し、受注者はそれに従って業務従事者を変更するものとする。
- (2) 受注者は、運転手及び回収作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受注者は、労働安全対策を策定し、自らの責任で労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び関係法令を遵守するものとする。また、業務従事者に対し、定期的（3ヶ月に1回以上）かつ必要に応じて十分な安全衛生教育を行い、労働災害の防止に努めること。また、発注者に「安全衛生教育実施計画書」を提出し、実施後は速やかに「安全衛生教育実施報告書」を提出すること。
- (4) 受注者は、本業務の処理の全部を他人に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部については、発注者がやむを得ないと判断した場合に限り認めるものとする。

1.3 研修

受注者は、本業務従事者に対して十分な研修、教育及び指導等を行い、適正に回収業務を履行することができる体制を整備すること。なお、その費用については、受注者の負担とする。

1 4 業務実績の記録、報告

受注者は、発注者の定める「拠点回収等日報」により、その日の業務実績を記録しておかなければならない。また、毎月の本業務の事務処理については、「委託業務実施月例報告書」を作成し、翌月の10日までに発注者に報告しなければならない。

なお、受注者において本業務に関する書類については、業務終了後から起算し3年間保管すること。

1 5 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、全て受注者の負担とする。

1 6 委託料の支払い

受注者は、各月の業務終了後において、「委託業務実施月例報告書」の確認を受けた後、月ごとに委託料を請求する。この時、受注者は契約単価により算定した金額に、消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

1 7 契約外の費用

- (1) 発注者の指示に基づき契約外の業務を行ったときは、30分を単位として計算のうえ、月末締めにより実績報告を行い、発注者の承認を得ることとする。受注者は、発注者の承認を得た後に費用の請求を行い、前条の規定に準じて発注者から支払いを受けるものとする。ただし、契約外業務が15分を超えない場合、支払いは発生しないこととする。
- (2) 契約外の業務遂行に伴う委託料（単価）については、両者の協議により決定する。
- (3) 前項の委託料についての消費税及び地方消費税は、各月の業務に応じ、その算定した金額に消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算（1円未満は切り捨て）して請求するものとし、受注者は当月分をまとめて翌月発注者に請求するものとする。

1 8 契約締結後の届出

受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出するものとし、契約期間中に変更が生じたときは、その都度必ず書面にて発注者に報告しなければならない。

- (1) 回収運搬作業及び車両管理の責任者、運転手及び回収作業員の名簿
- (2) 回収運搬車両の車検証（写）

- (3) 車両保険証書（自賠責保険・任意保険）（写）
- (4) 緊急時の連絡先
- (5) 回収運搬車両の車両保管場所付近の写真及び見取り図
- (6) 逗子市一般廃棄物収集運搬業許可証

19 回収計画（委託業務内容）の変更

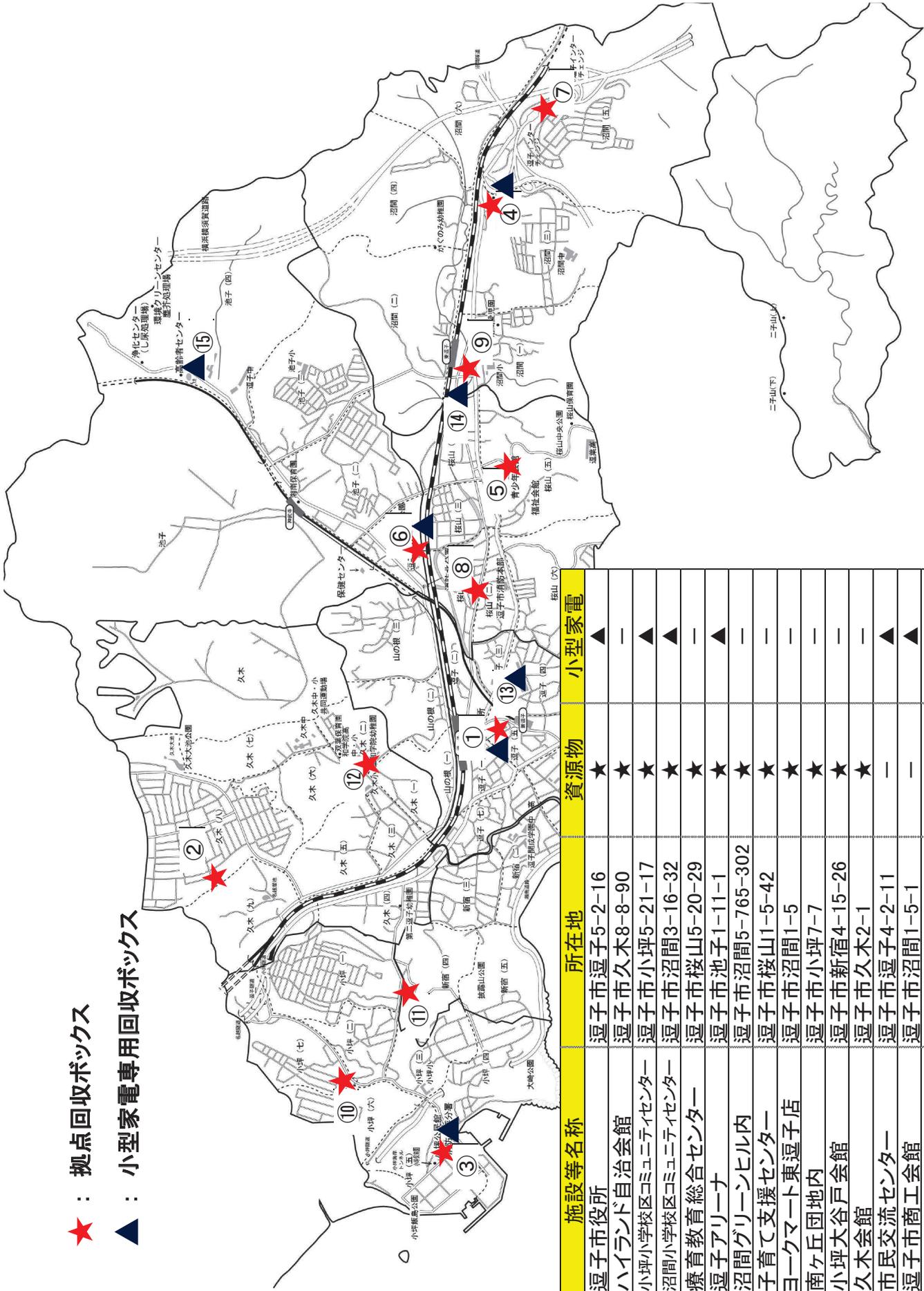
- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、回収区域その他、本業務の内容を変更することができる。本業務の内容を変更した場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議のうえ、委託料の額を変更するものとする。
- (2) 受注者は、地震又は風水害等による災害発生に伴う緊急時の回収運搬作業については、発注者の指示に従って業務を行わなければならない。

20 その他

- (1) 受注者は、業務開始時において業務に使用する車両保管場所を、逗子市内又は隣接市区町（横浜市金沢区、横須賀市、鎌倉市、葉山町）内に有すること。
- (2) 発注者は、本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度受注者に指示することができる。この場合において、受注者は、当該指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、契約期間の終了に際して、次の受注者に対し、必要な場合は速やかに引継ぎを行わなければならない。引継ぎ期間及び方法等については、別途発注者と協議する。
- (4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。

★ : 拠点回収ボックス

▲ : 小型家電専用回収ボックス

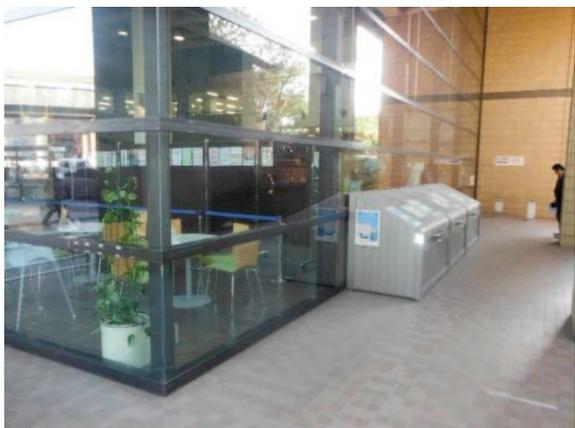


施設等名称	所在地	資源物	小型家電
① 逗子市役所	逗子市逗子5-2-16	★	▲
② ハイランド自治会館	逗子市久木8-8-90	★	—
③ 小坪小学校区コミュニティセンター	逗子市小坪5-21-17	★	▲
④ 沼間小学校区コミュニティセンター	逗子市沼間3-16-32	★	▲
⑤ 療育教育総合センター	逗子市桜山5-20-29	★	—
⑥ 逗子アリーナ	逗子市池子1-11-1	★	▲
⑦ 沼間グリーンヒル内	逗子市沼間5-765-302	★	—
⑧ 子育て支援センター	逗子市桜山1-5-42	★	—
⑨ ヨークマート東逗子店	逗子市沼間1-5	★	—
⑩ 南ヶ丘団地内	逗子市小坪7-7	★	—
⑪ 小坪大谷戸会館	逗子市新宿4-15-26	★	—
⑫ 久木会館	逗子市久木2-1	★	—
⑬ 市民交流センター	逗子市逗子4-2-11	—	▲
⑭ 逗子市商工会館	逗子市沼間1-5-1	—	▲
⑮ 高齢者センター	逗子市池子4-1012	—	▲

令和7年度資源物拠点回収品目等の回収運搬業務委託_各回収ボックス詳細写真

1 逗子市役所

① 写真



↑ 市庁舎正面入口右側(亀岡八幡宮側)



↑ 1階 階段下

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左				中央			右		
CD・ DVD 類	廃食用 油	インクカートリッジ		蛍光管	あきび ん	剪定枝 チップ	剪定枝 チップ	腐葉土	腐葉土
		小型 充電式 電池	乾電池						
		水銀式 体温計 水銀式 血圧計							

2 ハイランド自治会館

① 写真



② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左			右		
CD・DVD 類	廃食用 油	小型 充電式 電池	乾電池	蛍光管	あきびん
		水銀式 体温計 水銀式 血圧計			

3 小坪小学校区コミュニティセンター

① 写真



↑ 施設入口右側



↑ 施設内 公衆電話横

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

CD・DVD 類	蛍光管	あきびん (水銀式体温計、 水銀式血圧計)	
小型 充電式 電池	乾電池		廃食用 油

↑ 施設入口右側

4 沼間小学校区コミュニティセンター

① 写真



↑ 施設入口左側
(自動ドア左側に小型家電回収ボックス)



↑ 施設内 自動ドア右側

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

CD・DVD 類	蛍光管	あきびん

↑ 施設入口左側

--

水銀式 体温計 水銀式 血圧計	小型 充電式 電池	乾電池	廃食用 油
--------------------------	-----------------	-----	----------

↑ 施設内 自動ドア右側

5 療育教育総合センター

① 写真



② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左			右		
CD・DVD 類	廃食用 油	インクカートリッジ	蛍光管	あきびん	
		小型 充電式 電池			乾電池
		水銀式 体温計 水銀式 血圧計			

6 逗子アリーナ

① 写真



↑ 施設正面入口左側



↑ 施設内メインアリーナ入口付近

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左			右	
CD・DVD 類	廃食用油		蛍光管	あきびん
	小型 充電式 電池	乾電池		
	水銀式 体温計 水銀式 血圧計			

7 沼間グリーンヒル内

① 写真



↑ グリーンヒルバス停 正面左側付近

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左			右	
蛍光管	CD・DVD 類	インクカートリッジ	あきびん	
		小型 充電式 電池		乾電池
		水銀式 体温計 水銀式 血圧計		

8 子育て支援センター

① 写真



↑ 施設正面左側

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左		右		
蛍光管 (直管)		小型 充電式 電池	水銀式 体温計 水銀式 血圧計	CD・DVD 類
	乾電池	インクカートリッジ		蛍光管(丸管等)

9 ヨークマート東逗子店

① 写真



↑ 立体駐車場正面左側

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左			右		
CD・DVD 類	廃食用油	蛍光管	あきびん	インクカートリッジ	
				小型 充電式 電池	乾電池
				水銀式 体温計 水銀式 血圧計	

10 南ヶ丘団地内

① 写真



↑ 南ヶ丘団地入口付近

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左			右		
廃食用 油	CD・DVD 類	インクカートリッジ	蛍光管	あきびん	
		小型 充電式 電池			乾電池
		水銀式 体温計 水銀式 血圧計			

11 小坪大谷戸会館

① 写真



↑ 施設正面左側

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左		右			
あきびん	蛍光管	廃食用油	CD・DVD類	インクカートリッジ	
				小型充電式電池	乾電池
				水銀式体温計 水銀式血圧計	

12 久木会館

① 写真



↑ 施設正面左側

② 拠点回収ボックス内 資源物等位置

左		右			
インクカートリッジ		廃食用 油	CD・DVD 類	蛍光管	あきびん
乾電池					
水銀式 体温計 水銀式 血圧計	小型充 電式電 池				

13 市民交流センター

① 写真(受付カウンター右側)



14 逗子市商工会館

① 写真(正面入口左側)



15 高齢者センター

① 写真(連絡通路付近)



逗子市回収運搬業務受託車両表示等指示書

1 指示概要

本業務に使用する車両は、業務従事中、資源物拠点回収品目等の回収運搬業務受託車両であることを下表の内容のとおり必ず表示すること。

また、表示については、作業中又は走行中に破損、落下、飛散、紛失等しないような材質及び方法により、車体の視認しやすい位置に表示することとし、業務開始前にあらかじめ発注者の承認を受けること。

2 指示詳細

下表に記載されていない詳細な事項については、発注者の指示によるものとする。

	車両前部	車両側面（左右共）		車両後部
表示内容	逗子市拠点回収 受託車両	逗子市拠点回収 受託車両	車両番号 〇〇—〇〇	逗子市拠点回収 受託車両
表示サイズ	縦 30 cm×横 70 cm程度	縦 40 cm×横 70 cm以上	縦 30 cm×横 50 cm程度	縦 30 cm×横 70 cm程度
文字サイズ	1 文字あたり、 縦横 10 cm程度	1 文字あたり、 縦横 10 cm以上	1 文字あたり、 縦横 10 cm程度	1 文字あたり、 縦横 10 cm程度
下地色	白	白	白	白
文字仕様	文字色：濃紺 字体：丸ゴシック	文字色：濃紺 字体：丸ゴシック	文字色：濃紺 字体：丸ゴシック	文字色：濃紺 字体：丸ゴシック

3 その他

受託車両である表示以外に、発注者が作成し表示を指示する物品等については、指示に従うこと。

- 電気・電池で動作する家電製品で一辺の長さが50cm未満のものは、小型家電としてごみステーションに出してください。(市内7ヶ所に設置している小型家電専用回収ボックスに出すこともできます。)
- 収集当日の朝8:30までに45リットル以下の透明または半透明の袋に入れて、普段お使いのごみステーションに出してください。(年末年始を除き祝日も収集します。)
- 一辺の長さが50cm以上のものは粗大ごみになります。(P18)
- 電池(バッテリー等)は必ず取り外してください。
- 小型家電以外のものは入れないでください。小型家電以外のものが入っている場合は収集しません。
- 箱やビニール袋などに入れて出さないでください。

注意

分解しないでください。分解されたものは収集しません。

★小型家電専用回収ボックスで回収する特定対象品目★

特定対象品目は、公共施設などに設置している小型家電専用回収ボックスでも回収しています。希少金属(レアメタル・レアアース)が多く含まれる特定対象品目の効率的な資源化のため、回収ボックスでの回収にご協力ください。

※特定対象品目で回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入らないものは、ごみステーションの収集日に出してください。



小型家電

★小型家電専用回収ボックスの設置場所一覧

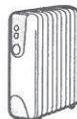
設置施設	利用時間等
市役所	8:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く毎日)
市民交流センター	9:00~21:00(年末年始及び休館日を除く毎日)※日は18時まで
沼間小学校区コミュニティセンター	9:00~17:00(年末年始及び休館日を除く毎日)※木・金は21時まで
逗子市商工会館	8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く毎日)
逗子市高齢者センター	9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く毎日)
逗子アリーナ	9:00~21:00(年末年始及び休館日を除く毎日)
小坪小学校区コミュニティセンター	9:00~17:00(年末年始及び休館日を除く毎日)※木・金は21時まで



小型家電専用回収ボックス
投入口(30cm×15cm)

注意点

- ・一度回収ボックスに投入したものは返却できません。
- ・個人情報が含まれるものは、個人情報を消去してください。
- ・照明器具の電球等は外してください。
- ・石油ファンヒーターの石油は抜いてください。
- ・パソコン、エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は、小型家電の対象品目ではありません。(P22)



△オイルヒーター・除湿機は、オイル・冷媒ガスを抜き取るため大きさにかわりなく「粗大ごみ」として扱います。